

第5 共同住宅における避難器具の取扱い ◆

消防法施行令第32条（昭和50年5月1日消防安第49号）適用に伴う二方向避難で代替として避難器具を設置した場合は要設置とし、消防法第17条の3の3の規定に準じて取扱い、点検報告を実施する旨指導の徹底を図ることとする。（昭和54年6月22日消防予第118号各都道府県消防主幹部長あて・・・点検報告について）